

本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、精神的損害及び自主除染費用の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人1」という。）及び同X2（以下「申立人2」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

(1) 損害項目 申立人1の精神的損害等  
(但し、中間指針追補第2[損害項目](指針I)①記載の損害に係るもの)

損害期間 本件事故発生当初の時期

(2) 損害項目 申立人2の精神的損害等  
(但し、中間指針追補第2[損害項目](指針I)①記載の損害に係るもの)

損害期間 本件事故発生当初の時期

(3) 損害項目 除染費用

損害期間 平成23年10月17日及び同18日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、下記のとおり合計金25万8175円の支払義務があることを認める。

#### 記

(1) 第1項(1)につき金8万円

(2) 第1項(2)につき金8万円

(3) 第1項(3)につき金9万8175円

3 申立人ら及び被申立人は、金16万円（但し、第2項(1)及び同(2)の金員）が、被申立人から申立人らに対し支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

(省略)

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の各損害項目（同項記載の各期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月21日

(仲介委員 竹原虎之助)